

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和4年3月から4月にかけて実施しました浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等67人・2団体から175件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、掲載しております。

この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

条例案は、浜松市議会5月定例会へ提案する予定です。今後も、デジタルを活用したまちづくりにご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年5月

浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2454

Eメールアドレス

dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和4年3月15日から令和4年4月14日
【意見提出者数】	67人・2団体
【提出方法】	持参(0) 郵便(5) 電子メール(16) FAX(23) 区協議会(25)
【意見数内訳】	175件(提案 3件、要望 136件、質問 36件)
【案に対する反映度】	案の修正 2件 今後の参考 42件 盛り込み済 0件 その他 131件

※案の修正2件は、いずれも第5条(市民等の役割)に関するものです。

※また、法制執務上の観点から以下のとおり条例案を修正しました。

旧	新
第1条(目的) 「…、もって <u>すべての</u> 市民が安全及び安心で…」	第1条(目的) 「…、もって <u>全ての</u> 市民が安全及び安心で…」
第3条(基本原則) (2)「…、 <u>すべての</u> 人の社会参加を支え、…」	第3条(基本原則) (2)「…、 <u>全ての</u> 人の社会参加を支え、…」
(5)「…、都市機能の維持 <u>並びに</u> 迅速な復旧に <u>係る</u> 情報システム及び体制の構築に努めること。」	(5)「…、都市機能の維持 <u>及び</u> 迅速な復旧を <u>可能とする</u> 情報システム及び体制の構築に努めること。」

目次

第1条 目的(意見数 5件)	2ページ
第2条 定義	
第1号(意見数 1件)	4ページ
第2号(意見数 1件)	4ページ
第3号(意見数 4件)	4ページ
第3条 基本原則	
第1号(意見数 4件)	5ページ
第2号(意見数 12件)	7ページ
第3号(意見数 21件)	9ページ
第4号(意見数 4件)	14ページ
第5号(意見数 5件)	15ページ
第4条 市の責務(意見数 4件)	16ページ
第5条 市民等の役割(意見数 13件)	17ページ
第6条 基本指針等の策定等	
第1項(意見数 3件)	19ページ
第2項(意見数 1件)	20ページ
第7条 推進体制(意見数 0件)	20ページ
第8条 委任(意見数 2件)	20ページ
その他(意見数 95件)	21ページ
浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(修正案)	46ページ

第1条 目的（5件）

質問 1	第1条の解説にある「市民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組」とは具体的にどのようなことか。
-----------------	--

【市の考え方】その他

新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題へ対応するとともに市民の利便性向上に資する取組として、行政手続きのオンライン化による非対面の申請や、キャッシュレス決済の推進を進めています。

要望 1	第1条にあるデジタルを活用することによって何故解決するのが具体性がない。いわゆるアナログも寛容する多様性も必要である。 都市の最適化とはまるで地方自治体を民間企業であるかのような発想であり企業経営感覚がすべて正しいわけではない。 自治体が利益至上主義の民間企業と同じ論理で行政運営したら必ずその自治体は衰退する。行政は民間企業がやらないことをフォローする役割を担っている。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段です。全てをデジタルに移行するのではなく、デジタルの活用によりサービス利用の選択肢を増やすことを考えております。

「都市の最適化」は、都市の抱える諸課題に対して、先端技術やデータを活用しつつ、効果的・効率的な都市計画、都市整備、都市管理・運営を実現することであり、本来行政が担う役割を効果的・効率的に果たしていくものと考えております。

要望 2	デジタルは単なる手段であり、人口減少・少子高齢化や過疎化を根本的に解決するものではない。 どの様な社会を目指すためにデジタルで何が解決するのか、何ら具体性が無く、その根拠も示されていない。
-----------------	---

【市の考え方】その他

デジタルは、人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応するための「手段の一つ」として重要であると認識しております。

本条例では、全ての市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的としており、具体的な取組については、浜松市デジタル・スマートシティ構想や各種計画に記載するとともに、各取組を進める中で、市民の皆様丁寧に説明してまいります。

要望 3	静岡県ふじのくに DX 推進計画(2022年3月)によれば、「誰にも優しく…安全・安心そして(最後に)豊かに」を掲げ、「デジタル化に向けては自治体全体で足並みをそろえた取組が必要」と書かれている。県の基本計画が決まる前にその下に位置する市の条例が決まるのはおかしいのではないか?この条例は、県よりも速く浜松市だけが抜きんでようとしているし、「市民生活の質の向上及び都市の最適化」と言っているが、社会課題に対応する上で「(デジタルを)極めて重要」との認識を、地下鉄もない自然豊かな地方都市である浜松市民の多くがそのような認識を持つとは到底思えない。
-----------------	---

【市の考え方】その他

総務省が策定した「自治体 DX 推進計画」において、情報システムの標準化・共通化は国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとしています。本市においても、国・県の動向を注視し、取り組んでまいります。

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症など社会課題に対応するため、デジタルの活用が重要であることは国の法令等においても規定されているところです。本市においても、デジタルの活用が社会課題に対応するため重要と認識しております。

要望 4	わたしたちはコロナ禍で、人との交流がどれだけ大切かを学んだ。デジタルを全否定はしないが、条例では「デジタルは手段」と言いながら、「最適化」という言葉で人を減らすことをうたい、人間味のない機械に色々やらせることが「目的」の条例になっている。そんな条例はいらない。
-----------------	--

【市の考え方】その他

「都市の最適化」は、都市の抱える諸課題に対して、先端技術やデータを活用しつつ、効果的・効率的な都市計画、都市整備、都市管理・運営を実現することであり、本条例は、デジタルの活用により、「市民生活の質の向上」及び「都市の最適化」を図ることで、「全ての市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市」を築くことを目的としています。

第2条 定義

第1号（1件）

質問 2	デジタル化の技術は今、大変な勢いで進んでいるが、個人情報保護やセキュリティ対策、情報リテラシーやモラルなどが追い付いていないことによる社会課題が噴出している。18歳の金融取引契約の解禁などが始まったが、県内4行の金融機関はいち早くこのデジタル化が引き起こす社会課題に対策を講じている。そもそも「デジタル」とは何か？市民は理解していないと思う。デジタルとは市民に何かわかるように説明してほしい。
-----------------	--

【市の考え方】その他

本条例では、「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、AI（人工知能）やIoT（「Internet of Things」の略。様々なモノが、インターネットを通して相互に情報交換をはかる仕組み）をはじめとする「先端技術」や「データ」を活用しながらまちづくりを進めてまいります。

また、具体的な取組を進める中で、市民の皆様にご丁寧に説明してまいります。

第2号（1件）

要望 5	「多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に」とあるが、それを判断するのは誰か？恣意的になる恐れがあると思う。
-----------------	--

【市の考え方】その他

「多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること」は、デジタル社会形成基本法第2条の定義を条例案解説に記載したものです。

第3号（4件）

要望 6	条例案第2条（定義）、「市民等」の概念が極めて広範囲に規定することは問題である。専ら企業利益を追求する浜松市以外に本社機能を持つ「大企業」と市民個人を同列に遇するのは無理がある。条例が「大企業」の節度のない利益追求を最大限に保証する結果になりかねない。
-----------------	--

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものであり、大企業の利益追求を保証するといった趣旨ではありません。

要望 7	「市民等」について、「市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう」とあるが、この条例にどのような関わりがあるかわからない。具体例を挙げて回答してほしい。滞在者は旅行や出張者だと思うが、本人に理解してもらえよう丁寧なPRが必要。
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

本条例は、広く市と関連がある方を対象として制定するものです。条例の目的・趣旨について皆様にご丁寧に説明をするよう努めてまいります。

要望 8	<p>第2条(3)「市民等」の定義として、「者」と事業者を等しく扱うのは無理がある。</p> <p>デジタル化の恩恵の享受、活用方法、責務など立場によって決して同等ではないはず。以下すべての条文での市民等という表現に違和感がある。</p>
-----------------	---

【市の考え方】その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方を規定するものです。

第5条(市民等の役割)で規定する「自らがまちづくりの主体であると認識すること」や、「デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めること」は、市民の皆様や事業者の方々にお願いする役割として共通の事項であると考えております。

要望 9	<p>「市民等」の「等」は便利な役所言葉で、なんでもありだということである。不誠実だと考える。</p>
-----------------	---

【市の考え方】その他

「市民等」について、条例における用語の定義しているものです。

第3条 基本原則

第1号(4件)

提案 1	<p>(旧)(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。</p> <p>↓</p> <p>(新)(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行い、イノベーションの創出を促進すること。</p> <p>この浜松地域をデジタルを活用して、どのような社会にするのか、そこにはイノベーションが不可欠である。既存の事務改善やOJTをいくら進めても、イノベーションは生まれない。これは近年のイノベーション研究からも明らかである。イノベーションこそ、自治体を進化させるために必要ではないか。進化を加速するイノベーションで浜松市民を驚かせたい。そして、日本のデジタルまちづくりをイノベーションを通じて、リードしたらいかがか。</p>
-----------------	--

【市の考え方】その他

第3条は、デジタルを活用したまちづくりを支える共通のルールを、基本原則として規定しています。

第1号は、イノベーションを創出するための手段としてデジタルを活用するのではなく、「多様な主体の参画が可能な環境づくりを行うこと」によりイノベーションの創出を促すことを趣旨として、基本原則を規定しています。

質問 3	第3条「多様な主体」とは何か？企業も含まれるのを意味している。様々な情報とは具体性が曖昧である。データを流通とは何を意味しているのか？
-----------------	---

【市の考え方】その他

「多様な主体」とは、市民の皆様、NPO 団体、企業、大学、行政などを指しています。

「様々な情報」について、条例案第3条第1号の解説では「様々な情報システム」と表記しております。「様々な情報システム」とは、情報の記録、処理、伝達などを行う仕組みであり、コンピュータやネットワーク等を使用するシステムを指しています。

「データを流通」とは、異なる情報システムを連携させ、データのやりとりを行うことを意味しています。

質問 4	第3条（基本原則）の解説にある「多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくり」とは具体的にどのようなことか。
-----------------	---

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりに当たっては、オープンな議論、オープンなシステム開発を推奨し、市民の皆様、NPO 団体、企業、大学、行政など多様な主体の参画と情報システムを連携させデータを流通させることにより推進していくことを考えております。

要望 10	市の持つ市民の個人情報企業が自由に使えるようになる環境づくりにすぎない。 市民の為ではなく企業の利益の為である。
------------------	---

【市の考え方】その他

市が保有する個人情報を、企業が自由に使えるようになるということはありません。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

第2号（12件）

提案 2	第3条の「多様かつ包摂的」の表現が分かりにくい。「情報通信技術を用いた…手段の一つである。そのような認識の下、すべての人の社会参加を支え、誰一人取り残されない社会の実現に寄与すること。」に変えてはどうか。
-----------------	--

【市の考え方】その他

国が令和元（2019）年12月に定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「目指すビジョン」として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すことを掲げています。そして、このような社会を目指すことが「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることにつながると整理しています。また、同じく基本方針内で示されている「基本原則」の一つに「包摂・多様性」がござい

ます。これらのことから、条例第3条第2号の条文においては「多様かつ包摂的な社会の実現に寄与する」と規定し、「多様で包摂的な社会の実現」を目指すことが「誰一人取り残さない社会」の実現につながるものと考えております。

要望 11	デジタル化によって、従来紙で伝達されていたものが簡素化され、スマホなどを使わない人が情報から取り残されることのないようにしてほしい。
要望 12	デジタル化が嫌だという人、そもそもデジタル環境がない人等、デジタル格差が生じることへの配慮がない。
要望 13	デジタルを使う人も使わない人も幸せに暮らせることを目指すのが本来の地方自治の姿だと思う。デジタルを前提に住民の生活を考えるのは、市政として不十分である。浜松市には一人も取り残さない市政をお願いしたい。
要望 14	デジタルを使う人も使わない人も幸せに暮らせることをめざすのが、本来の地方自治体の姿だと思う。デジタルを前提に住民の生活を考えるのは、市政として不十分である。浜松市は一人も取り残さない市政をお願いしたい。
要望 15	デジタルを使う人も使わない人も幸せに暮らせることを目指すのが、本来の地方自治体の姿だと思う。デジタルを前提に住民の生活を考えるのは市政として不十分である。
要望 16	すべての市民が恩恵を受けられることが大切。

要望 17	<p>デジタルを使う人も使わない人も幸せに暮らせることを目指すのが、本来の地方自治体の姿だと思う。</p> <p>浜松市民の声や思いをしっかりと見て聞いてほしい。</p> <p>市民一人も取り残さない市政をお願いします。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段です。全てをデジタルに移行するのではなく、デジタルの活用によりサービス利用の選択肢を増やすことを考えております。

要望 18	<p>浜松市は特区指定を求めていましたが、認定されなかった。</p> <p>再び条例を作り計画を進めようとしている。</p> <p>デジタルを使う人も、使わない人も幸せに暮らせることを目的とした地方自治を実現するために地方自治法があるのだと思う。</p> <p>高齢化が進む浜松市は古くからの地域に根ざした助け合いの精神が築かれている。デジタルを前提とした住民の生活を考えるのは住民に分断を持ち込む。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段です。全てをデジタルに移行するのではなく、デジタルの活用によりサービス利用の選択肢を増やすことを考えております。

デジタルを前提として市民の皆様の生活を考えるものではございません。

要望 19	<p>「きめ細かいサービス提供が可能となり…多様な幸せが実現できる…」等々、根拠や具体性は何ら示されて居らず絵に描いた餅を並べられているにすぎないと感じる。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。第3条は、デジタルを活用したまちづくりの基本原則を定めるもので、これらの基本原則により推進していくものと考えております。

要望 20	<p>デジタル機器を使う人も使わない人、使えない人も不自由なく暮らすことができるようにするのが行政の役割だと思う。</p> <p>本条例(案)は、市民置き去りの市長の権限が非常に強い案となっていると思う。</p> <p>デジタル化は、「最適化」「効率化」を目的とするのではなく、市民生活を豊かにする「一つの手段」として用いるべきと思う。</p> <p>拙速な制定はやめていただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段です。全てをデジタルに移行するのではなく、デジタルの活用によりサービス利用の選択肢を増やすことを考えています。

要望 21	デジタルデバイドの問題への具体的な対応が、全く見当たらない。 この条例に賛成できない。
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルデバイドの問題が何を指すのか定かではありませんが、本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。

国が令和元（2019）年 12 月に定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「目指すビジョン」として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すことを掲げています。そして、このような社会を目指すことが「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることにつながると整理しています。また、同じく基本方針で示されている「基本原則」の一つに「包摂・多様性」がございませ

ず。
本条例では、第3条第2号の基本原則に基づき、全ての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会の実現を基本原則の一つとして、デジタルを活用したまちづくりを推進するものです。

第3号（21件）

要望 22	市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されないようなスーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめていただきたい。 「(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。」が、具体的にどのようなやり方で実現されるのかが明確ではないので、個人情報保護が企業にどう使われるのかとても不安である
------------------	---

【市の考え方】 その他

個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、デジタルを活用したまちづくりを推進していくものと考えております。

要望 23	市長にだけ権限のあるような内容の条例制定を進めないでいただきたい。市の持つ個人情報がどう企業に流れて使われていくのか不安である。 個人情報が守れるとは思えない。
------------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものであり、市長に全ての権限があるものではございません。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 24	セキュリティがかなり大事。今後進めていくにあたって組織の中にサイバー対策を行う部署があるか。問題が発生してからでは無く、常に監視しておくことが必要。ヒト・モノ・カネを投資しないと情報流出などが起きてしまうのではないか。人が作るものなので、それを壊しにくる人がいるかもしれない。被害を最小限にするために、個人的にはサイバー対策を行う組織を作りたい。
要望 25	データ流出が絶対起こらないというのは難しいが、どこに仕組みを頼むのかは非常に大事。市民のデータなので安全・安心が大事。流出しないように進めてほしい。

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、国（総務省）が策定した「スマートシティセキュリティガイドライン」に準拠し、取組を推進してまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

質問 5	情報のデジタル化は、確かに利便性を向上させるが、情報漏洩もまた迅速化、大規模化する。セキュリティ対策に万全はない。情報を守る方策についてどのように考えているか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、国（総務省）が策定した「スマートシティセキュリティガイドライン」に準拠し、取組を推進してまいります。市が保有する個人情報につきましては、浜松市個人情報保護条例に基づき対応してまいります。

要望 26	利便性の向上と引き換えに、個人の自由やプライバシーを捧げるという懸念が払しょくできない。セキュリティ面でも不安しかない。個人情報に今以上に流出し、それが一部の人たちとお金儲けの為に利用される事だろう。
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、国（総務省）が策定した「スマートシティセキュリティガイドライン」に準拠し、取組を推進してまいります。また、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、デジタルを活用したまちづくりを推進していくものと考えております。

質問 6	福祉サービス利用者は様々な問題を抱え暮らしているが、デジタル化での個人情報保護が厳密に守られる保証があるのか。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

質問 7	「情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること」とあるため、情報を何に使われるかは示されることと思うが、自分の情報を使われるのが嫌な方には、どのような対応をするのか？
-----------------	---

【市の考え方】 その他

個人情報の利用については、法令等に基づき対応すべきものと考えております。

要望 27	デジタル化は大変素晴らしい。コロナの状況でデジタル化の流れとなっている。一方、「個人情報の保護、プライバシーの保護に配慮」について、総務省が実施しているマイナポイント等もあるが、なかなかマイナンバーカードが普及されない。それは、我々世代はアナログのほうが安全だと思うからである。ビッグデータによって、オンラインで買い物するといろいろおすすめて出てくる。こうなっていくときに個人のプライバシーが守られるか。デジタルが発展するとともに脅かされる部分にも目を向け、安心・安全な社会になるように頑張ってもらいたい。
------------------	---

要望 28	情報の取り扱いに細心の注意を払っていただきたい。個人情報が漏れれば大きな問題になるため、適切に対応いただきたい。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望 29	デジタルを活用する中で、市民の中で一番違和感を持っているのは、個人情報保護の件だと思う。市は官民連携でやっていると思うが、その中で色々な情報が知らないうちに、官から民に情報がいってしまい、それをうまく利用されて儲けの種にされる。個人情報の問題が一番ネックになっていると思う。
------------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 30	条例は、デジタル活用による利便性向上と引き換えに、「個人情報保護」を危うくする規制緩和に繋がり、賛成できない。
要望 31	この条例案はデジタルを”活用”とうたわれているが、個人情報が企業に「活用」される恐れがあるため私は反対する。 ”活用”というキレイな言葉になっているが、個人情報が企業に渡ってしまったら、どんな風に”利用”されるかわからない。 自治体には市民を守る義務があると思うが、守り切る責任を果たせないような条例を作るのはやめるべきである。

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 32	第3条(3)「情報の収集及び活用の主体・・・透明性の確保」というのは市の責務であるが、事業者(者としての市民ではない)の管理も厳格にする責務があることを明記してほしい。「市民等と連携し、及び協力しながら…」では、営利目的で悪用されることを防ぐには弱い。
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方を規定するものであり、事業者の管理を行うことを規定するものではありません。

要望 33	この条例では、個人情報を企業が活用できるようになり、情報が守られることに不安がある。
要望 34	本条例案では、市の持つ個人情報を企業が利用できることとなっている。本人の同意のもと個人情報は活用されるべきではないだろうか。

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

本条例は、個人情報を企業が活用できるようにすることを規定するものではありません。

要望 35	個人情報保護について、国の方針に盲従する危険性についての認識が見られない。とりわけ政府機関や大企業でも多発している情報漏洩が問題にされず、漏洩等で市民が被ることが想定される不利益についての責任が明確にされていない。また、その補償の義務も考えられた形跡がない。
要望 36	個人情報、プライバシーの保護も具体性に欠け、ただ「配慮します」だけで何ら実効性があるものとは思えない。
要望 37	個人のプライバシー保護に配慮？具体性が明記されてなく曖昧である。
要望 38	個人情報の保護についても「気を付ける」というだけで、あいまいである。現時点でもデジタル庁の個人情報漏えいなど、まったく初歩的なミスが続いている状態である。同じような事態が十分に考えられる。

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方を規定するものです。

市が保有する個人情報につきましては、浜松市個人情報保護条例に基づき対応してまいります。

質問 8	デジタル化し、すべての個人情報を一元化しないといけない理由を教えてください。
---------	--

【市の考え方】 その他

本条例は、個人情報の一元化について規定するものではなく、デジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方を規定するものです。

第4号（4件）

質問 9	この条例はスマートシティ構想を「国の直轄実験地」スーパーシティ型へ刷りかえる目的で、「官民データ活用推進基本法」に則り、第3条（4）「情報通信技術を用いた、情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること」と書かれていることから、国家戦略特区で掲げた企業の利益を守るための施策のようである。新聞の記事には、この第3条（4）についての説明は書かれていなかったもので、この条例の見出しだけでは、市民に誤った情報を与えていると思う。かろうじて、解説に「…設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要」とあり、これをわざわざ条文の基本方針に掲げるのは、国家戦略特区スーパーシティ型を推進する意図があるからなのか？
-----------------	--

【市の考え方】その他

第3条は、デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。基本原則において、ご意見としていただいたような意図はございません。

質問 10	運用面、財政面における持続可能性？具体策なし！持続可能とはどういう計画で何を実現するのか？
------------------	---

【市の考え方】その他

第3条は、デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。これらの基本原則にのっとり、デジタルを活用したまちづくりを推進することを規定したものです。

要望 39	情報の活用に係る事業は企業の持続可能な金儲けを保障するのが重要であるとの認識であると読めてしまう。
------------------	---

【市の考え方】その他

新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めてまいります。

いただいたご意見のような認識はございません。

質問 11	管理サーバーに、悪意ある国家やランサムウェアなどがひとたび侵入すれば大きな損失を被る可能性がある。それらを排除・回避するための対策を教えてほしい。
------------------	---

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、国（総務省）が策定した「スマートシティセキュリティガイドライン」に準拠し、取組を推進してまいります。

第5号（5件）

要望 40	第3条の解説に、「障害が生じても・・・構築に努めます」とあるが、市民の生命、身体、財産が非常に重要。情報システムや体制をしっかりと構築していただきたい。
要望 41	災害時に力を発揮するのも人の力である。

【市の考え方】 今後の参考

今後のデジタルを活用したまちづくりの推進において、ご意見は参考にさせていただきます。

質問 12	政府や銀行、企業でデータ流出したり、不具合が起きている。災害で電気が止まった時、どうなるのか。 また、本人に許可なく個人のデータが民間に渡されるのは不安。金儲けに使用？詐欺グループに流れないか。
----------	--

【市の考え方】 その他

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 42	デジタル技術にはサイバー攻撃などセキュリティの不安がつきまとい、地震や水害など防災の面でも、企業による不正や詐欺事業者のコンプライアンスの面でも連日マスコミのネタになっており、安全安心が保障されなければ市民として大きな不安が募る
----------	--

【市の考え方】 その他

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

質問 13	第1条で「すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的」にデジタル社会を形成することは、利便性を追求するという点では時流に乗っており妥当な判断かと思う。しかし、大規模停電などのインフラのダウン、大規模災害時に情報通信ネットワークが脆弱であることも確かである。したがって、全てをデジタルに移行せず、非常時のために災害に強いバックアップシステムも温存する必要がある。複数のシステム維持の場合、顕著な効率化が期待できないことも想定されているか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

いただいたご意見のとおり、災害時などでは、情報通信ネットワークが使えなくなることも想定されます。市では、大規模停電などによる情報通信障害に備え、システム停止を想定した業務継続計画(BCP)を策定するなど、対策を行っております。

第4条 市の責務（4件）

要望 43	第3条（2）「すべての人の社会参加を支え…」と記載されているが、そもそも、デジタル機器をはじめとしたデジタルシステムにアクセスできない人が多く存在する。そのような人への支援や配慮は何も記述されていない。 市の責務として、どのように担保するのかの記載が必要。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方を規定するものです。

デジタルを活用したまちづくりでは、第3条第2号を基本原則の一つとし、この基本原則にのっとり推進されなければならないと規定するとともに、第4条では、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し実施すると規定しています。

要望 44	市の責務：市は責務を負うだけで主役は企業とも読める。 官民共創：官と民で進めるとは？市民は連携協力するだけ？裏を返せば事業者（企業）が主体とも読める。
------------------	--

【市の考え方】 その他

第4条の解説に記載したとおり、デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

要望 45	第4条「市の責務」で市の責務を規定しながら、デジタルまい進の結果に対する責任、とりわけ保障の部分が明確にされていない。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本条例は、市の責務などデジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。

要望 46	第4条（市の責務）は、何ら具体性が無く、事業者との連携・協力は、プライバシー保護や個人情報の保護とは相いれないものである。
------------------	---

【市の考え方】 その他

第4条は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、実施することを市の責務として規定するものです。

プライバシーの保護や個人情報の保護については、第3条第3号のとおり個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

第5条 市民等の役割（13件）

要望 47	第5条は、市民等の役割とは市民に役割を担わせ決まったことには従えという意味とも読める。
------------------	---

要望 48	条例第5条に「市民等の役割」があるが、役割という言葉について、第5条の解説を読めば理解できるが、条例の表現のみでは、市民が何かしなければならぬという義務的なものを感じる。役割という言葉をもう少しやわらかい表現にできないか？
------------------	---

【市の考え方】 案の修正

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

このことを明確にするため、いただいたご意見も踏まえ、第5条の条文を以下のとおり修正しました。

《修正内容》

（修正前）

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

（修正後）

（市民等の役割）

第5条 市民等は、デジタルを活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

要望 49	第5条（市民等の役割）を読むと「市民は市のいうとおりにしなさい」という内容になっており、反対である。市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されないスーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめていただきたいと思う。
------------------	--

【市の考え方】 その他

条例の制定には議会の議決が必要です。条例の目的を果たすため、条例案には市の責務とともに第5条に規定する市民の皆様との連携・協力が必要と考えております。

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

要望 50	第5条に市民等の役割が規定されているが、これも拒否することはできるのか？デジタルを活用するための道具を持っていない人へは、どのような対応をするのか。
要望 51	デジタルを使いたい人も、使いたくない人、使えない人も、幸せに暮らせなければいけないが、第5条は、市との連携や市民の努力義務が書かれているようで、不安を感じる。市政の透明化もままならない、当条例は時期尚早。反対である。
要望 52	デジタルを使うことができる人も、デジタルを使わない人もどちらも幸福な生活を送るようにすることが本来の地方自治体のあるべき姿である。 市民に努力目標を掲げる条例など見たことがない。議会に上程するのをやめていただきたい。
要望 53	一方的に市民の役割を押しつけ、デジタルを使わない人への配慮は一顧だにされていない。
要望 54	まちづくりの主体は遠隔から操作する企業ではなく、税金を払い住んでいる住民なので、この重大な問題に「連携し、役割」と言われても市民は困る。
要望 55	条例案第5条（市民等の役割）において、市民等の努力義務を規定するのは行き過ぎである。日本国憲法第19条に規定する「思想・信条の自由」に抵触する可能性がある。
要望 56	第5条を読むと、「市民は市の言う通りにしなさい。」という内容になっており、市民主体の地域行政を目指していないし、住民参加の重要性の認識も欠けていると思う。

【市の考え方】 その他

条例の制定には議会の議決が必要です。条例の目的を果たすため、条例案には市の責務とともに第5条に規定する市民の皆様との連携・協力が必要と考えております。

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

要望 57	デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）という漠然とした条例で、何をどうやるのか具体的ではない。 はっきりしていることは、市長がすべて決め、市民等はそれに「連携・協力をする」ということだけである。市長だけに権限あり。全国初と言うが、こんな条例は許されるのか。
要望 58	市民がまちづくりの主体であると言っているが、条例推進に対する市民の参加は全くない。

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

提案 3	第5条について、「市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め」まではよいとして、後半の「市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、 <u>デジタルを活用したまちづくり</u> の推進に努めるものとする。」は踏み込みすぎである。デジタルがすべて正解ではない。部分的に賛同できない場合も想定して、下線部を「デジタルを活用したよりよいまちづくり」としてはどうか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

ご提案のとおり、デジタル化は市民の皆様が強いるものではなく、社会活動や都市運営を支える手段として活用するものと考えております。

第5条は、デジタルを活用したまちづくりに当たり、市民の皆様には連携・協力をお願いするものであり、「しなければならない」のではなく「努める」として規定するものです。

第6条 基本指針等の策定等

第1項（3件）

要望 59	第6条は、すべて市長に権限があり市民も議会も従うのみとも読める。
要望 60	第6～8条は、市長に権限が集中し、決定に市民や議会が関わる事ができない。 官民連携と言いながら、実態は市政を企業に支配され地方自治を崩壊させるものだと思う。

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

質問 14	本条例には、具体的に誰が何をいつまで、といった記載は見受けられない。本条例は、デジスマ構想を文書化したものであり、実施計画ではないのか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本条例は実施計画という位置付けではありません。

令和4（2022）年度に策定を予定しているデジタル・ガバメント（電子行政）分野の計画は、本条例に基づく計画となります。

第2項（1件）

質問 15	実施計画はこれから作るということか。
------------------	--------------------

【市の考え方】 その他

令和4（2022）年度に、行政手続きのオンライン化やキャッシュレスの推進をはじめとしたデジタル・ガバメント（電子行政）分野における計画の策定を予定しています。

第7条 推進体制（0件）

第8条 委任（2件）

要望 61	第8条について、必要な事項は、市長が定めるのではなく、規則で定めるべき。
要望 62	「第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。」の件 市長がなんでも決められるように受け取れるが、当然、議会にかけるだろう！ 居眠りばかりしている議会も問題だけど「市民の意見を、聞くだけで受け入れない市政」になんでも決められたくない。 また、民主主義と多数決を、はき違えないようにしていただきたい。

【市の考え方】 その他

条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定するもので、定める内容に応じ要綱・規則などの形式を含め検討いたします。

その他（９５件）

要望 63	全体的に、速成の感があり、条例にする必要があるのかが疑問。
------------------	-------------------------------

【市の考え方】その他

「デジタルを活用したまちづくり」が必要と判断し、議会へ条例案を提案しようとするものです。条例案第１条の解説に記載したとおり、本市のこれまでの取組やデジタル社会形成基本法の施行を踏まえ、条例の規定に基づく継続的な取組を行ってまいります。

要望 64	<p>この条例案は将来の浜松市の市政運営には必要なものではない。浜松市としての都市ビジョンがデジタルファーストではあまりにもお粗末で具体的な都市のイメージすら湧かない。市長はあたかもデジタル化が全ての課題の解決策かのように言っているが、人口減少や雇用と税収の落ち込みにどう関連性があるのか全く分からない。</p> <p>デジタル一辺倒ではなくアナログも共存するダイナミックで多様性のあるまちづくりを目指すべきである。</p>
------------------	--

要望 65	<p>埼玉県鳩山町では、「デジタル化」に依らなくても市民が主体的にまちづくりに係わって「幸せにくらせるまち」として若い世代の移住を呼び込んでいるそうである。「デジタル化」にはデメリットもあり、特に人格の発達の途上にあるこどもたちの教育の場面や「金融」の場面では、それらへの市民に対するリテラシー教育をしないと たいへんなことになる。情報格差（デジタルデバイド）について 広報はままつでも良いので啓発をしないと浜松市は、人材の流出が止まらないことになると思います。まちづくりは人づくりであって、この条例の目的は意味が良くわからない。</p>
------------------	---

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の利便性向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で重要であると認識しております。

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様デジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

要望 66	デジタル化については、時代背景等もあり異論はない。ただ説明する際に横文字が多くなるので、極力誰もが分かりやすい平易な言葉での説明が必要ではないか。知らない言葉で説明を受けると抵抗感がある。A3版の資料等、分かりやすいが、それでもやはり横文字が多いと感じるので、そのあたりは意識してほしい。
要望 67	山間地から、海に面する地域、街中地域と広大な面積を合併により一つの市にしてしまった浜松市が、豊かな暮らしが保障できるようこの推進条例も市民、議会への説明、理解を求めている。お願いしたい。
要望 68	デジタルファーストによる「市民サービスの向上」が、宣言内「3つの戦略」の1つに挙げられているため、市の取組により私たちの暮らしがよくなるのだという話を分かりやすく具体的に広報していただければ、高齢者をはじめデジタルになじみのない人にも理解していただけると思う。デジタルファースト宣言はとても良いことだと思っており、これからにおいては大事なことで是非進めていただきたいが、取組を進める上での市民にとってのハードルを低くしていただきたい。
要望 69	デジタル化を推進し便利になることは良いこと。ただ今まで通りできるというアナウンスも大切。大丈夫という安心感が大切。そのようをお願いしたい。
要望 70	デジタルを活用し、どのような状態を目指すのか、丁寧な説明の上、市民の理解を得てから実施する等慎重な推進をお願いする。

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、各取組について市民の皆様へお知らせや説明をすることが大切だと考えております。市民の皆様へ説明をする際は、専門用語等を別の言い方に置き換えるなど伝える工夫をまいります。

要望 71	構想に専門的な語句が多く、デジタルが遠い存在になってしまうのではないかと思う。説明を付け加えるなど、市民目線で対応いただきたい。
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

浜松市デジタル・スマートシティ構想（解説版）では、専門的な用語等の解説を記載しております。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、各取組について市民の皆様へお知らせや説明をすることが大切だと考えております。市民の皆様へ説明をする際は、専門用語等を別の言い方に置き換えるなど伝える工夫をまいります。

要望 72	震災やコロナを経て、地方の公務員の果たす役割がいかに大きいか分かった。「デジタル化」の名のもとに一層の公務員減らしが進み、それによってますます住みにくい浜松市になると思う。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルの活用により、「市民生活の質の向上」及び「都市の最適化」を図り、「全ての市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市」を築くことを目的としています。ご意見のように、デジタルの活用には効率化の側面もありますが、条例で規定する目的や基本原則に基づき、取組を推進していくことが必要と考えております。

要望 73	2019年10月31日に公表された「デジタルファースト宣言」さえ市民にほとんど知られていないのが現状である。にもかかわらず、十分な周知期間もなく「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）」なるものを拙速に制定しようとするのは間違いである。少なくとも数年くらいの時間をかけて議論を重ねていくのが行政の責務である。
------------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

要望 74	ICT化でデジタルデータを有効に使うが、使う人間はアナログ。絶対ミス・トラブルはおこる。老人や子供などどのような人でも対応できる仕組みにして欲しい。全部デジタルでなくてもいい。デジタルを使えない人もちゃんと対応できる。それが本当の意味でのデジタル・スマートシティだと思う。
------------------	--

要望 75	技術で一人ひとりの問題は解決できない。人間を一括りに個人の尊厳をないがしろにすることになると思う。血の通ったもの同士のあたたかさのある市政を求める。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

いただいたご意見は、これからのデジタルを活用したまちづくりの参考とさせていただきます。

要望 76	デジタルを使う人も使わない人も幸せに暮らすことを目指すのが本来の地方自治体の姿だと思う。デジタルを前提に住民の生活を考えるのは、市政として不十分。一人も取り残さない市政をお願いします。 同上を考える前にインフラ整備を進めること。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段として活用します。デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

質問 16	管理者の望むデジタルシステムに参加せずに生きる方法があるとすればどのようなものであるか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にはデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

質問 17	<p>デジタル化の推進については当初から期待している。デジタル化の推進により何が出来るか、どのようなことが進んでいくか。これをもって何をするのかというところが重要。</p> <p>インターネットで「書かない窓口」の取組を把握した。全国で20以上の自治体が「書かない窓口」を設置している。窓口で本人確認ができれば、申請者が書類を書かずとも対応できる。2年前から対応している自治体があり、近々進めるという自治体もある。</p> <p>「行かない窓口」についても触れられていたが、山口県の周南市や宇部市はその直前まで進んでいると聞いた。さらには、「おくやみコーナー」、「おくやみ窓口」を設けている自治体もあると聞いている。家族が亡くなった際に、いくつも窓口を回り、1週間では終わらなかった。「おくやみ窓口」では、市の対応はすべてワンストップ、1か所で終了するという話も聞いた。</p> <p>デジタル化を推進することで、具体的に市民にこのような恩恵があるということがあれば教えてほしい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

本市は平成5（1993）年に総合窓口を導入し、区役所や協働センター等での各種手続きについてワンストップで対応しております。また、本市が実施している対応に加え、市民の皆様が申請書を記入することなく窓口へ直接訪れ、窓口職員が本人確認や状況の聞き取り、システムを通じて必要な一連の手続きを特定するとともに、必要事項が記載された申請書に署名のみする「書かない窓口」の導入について、検討を進めてまいります。

また、窓口に行かないで済む手続きに関する取組として、本市は、令和4（2022）年度までを行政手続きオンライン化の強化期間に位置付け、本年10月にはオンライン申請システムを導入し、新たに770の手続きに対応するよう進めております。

要望 77	今年度、協議会の講座について、開催中止が複数回あった。その都度申込者に対して電話連絡をした。講座の担当者から、受講者にLINE登録をお願いしてはどうかと提案を受けたので、市の職員に相談したところ、ストップがかかった。今思えば、条例が制定されていないということが影響しているかもしれないが、市の現場職員もデジタル化を推進するという意識の醸成が必要と感じた。
要望 78	持続可能性について、一つのシステムを作ろうとするとかなりの人が必要になる。官民連携で推進するとあるが、市の中でも人材育成が重要であると思う。

【市の考え方】 今後の参考

LINEの活用等については、利便性の向上とセキュリティや個人情報の保護を総合的に勘案して検討するものと考えております。

また、デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、人材育成が重要であると考えており、デジタル・トランスフォーメーション（データとデジタル技術を活用して、知識や仕組み等を抜本的に変革すること）に関する職員研修を実施してまいります。

質問 18	キャッシュレスに対する手数料は、市が予算化して対応するのか、市民に負担させるのか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

キャッシュレス決済に係る収納代行手数料に関しては、従来から実施しているコンビニ払い等と同様に市が予算化して対応します。

質問 19	第4条（市の責務）と第5条（市民等の役割）について、理念的には理解できるが、「市役所がこんなふうになる」といった身近で具体的な例を示していただきたい。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本市は、令和2（2020）年10月にオンライン化推進方針を策定しました。令和4（2022）年度までを行政手続きオンライン化の強化期間に位置付け、本年10月にはオンライン申請システムを導入し、新たに770の手続きに対応するよう進めております。

また、市民の皆様が申請書を記入することなく窓口へ直接訪れ、窓口職員が本人確認や状況聞き取り、システムを通じて必要な一連の手続きを特定するとともに、必要事項が記載された申請書に署名のみする「書かない窓口」の導入やキャッシュレス決済の導入拡大に取り組み、「書かない」、「待たない」、「市民にやさしい」行政サービスの提供を目指してまいります。

要望 79	<p>浜松市民のマイナンバーカードの取得率を上げるよう、努めてほしい。今年2月末時点での浜松市民の取得率は50%程度となっており、政令指定都市の中でも率としては低い方ではないかと感じた。</p> <p>カードを取得すると、区役所に行かなくても行政サービスを受けることができる点をアピールしてはいかがか。まだコロナ禍ということもあり、区役所に行くとなると人が密になるという心配がある。</p>
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

行政手続きのオンライン化に関していただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望 80	<p>4月の静岡県広報誌に「ふじのくに DX 推進計画」の特集があり、行政手続きのオンライン化の推進が載っている。これを読み、浜松市と静岡県とで協調して推進を図っていただけると感じた。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、これからのデジタルを活用したまちづくりの参考とさせていただきます。

要望 81	<p>デジタル化するデメリットへの対策には触れていない。</p>
要望 82	<p>議論もなしに、医療保険でかかる時の顔認証、防犯カメラの個人情報問題などデメリットを放置するようでは困る。</p>

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にはデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものと考えております。

要望 83	<p>天竜区は高齢者が多い。インターネットを使っている際、「〇〇をインストールしてください」などという案内が出たりすると対応が難しい。高齢者が置いていかれないために、困りごとについて教えてくれるような場所が協働センター等にあるとよい。教えてもらいたくても、街中まで行かないと対応してもらえないのが現状だと感じている。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

本市では、協働センターやふれあいセンター等でスマホの使い方に関する講座を開催しております。

また、令和4（2022）年度より、地域に根差して活動する団体に対し、その地域におけるデジタル技術の相談人材の育成・活用を委託する「デジタル技術活用支援事業」を行っていく中で、共助型のデジタル技術活用の相談体制の構築を図ってまいります。

質問 20	<p>デジタル化について行政は遅れている。銀行では、支払い等決済処理が銀行に行かなくてもできる。そのような意味では、今後の行政窓口への期待も大きい。</p> <p>3月18日に国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の内示があり、国から補正予算で交付されることが決まった。浜松市は「市民にやさしいデジタル窓口の推進」に1億円程度交付される予定であるが、これについては今後どのように進めるのか？</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

「市民にやさしいデジタル窓口の推進」については、市民の皆様が申請書を記入することなく窓口へ直接訪れ、窓口職員が本人確認や状況の聞き取り、システムを通じて必要な一連の手続きを特定するとともに、必要事項が記載された申請書に署名のみする「書かない窓口」の導入やキャッシュレス決済の導入拡大に取り組み、「書かない」、「待たない」、「市民にやさしい」行政サービスの提供を目指してまいります。

質問 21	<p>デジタル関連のインフラ整備はどこまで進めるのか？すべての地域に届くのか？</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

国が「デジタル田園都市国家構想推進」のためのデジタル基盤整備を推進する中で、光ファイバ整備では世帯カバー率を2027年度末までに99.9%に、5Gでは人口カバー率を2025年度末までに95%、2030年度末までに99%にすることを目標としています。本市といたしましても、この国の事業推進計画で市内全ての地域がカバーされるよう国や事業者への働きかけを行ってまいります。

要望 84	<p>浜松市デジタル・スマートシティ構想に押印の見直しとあるが、1つの業種に対して不利なことを行政が発信することがないように注意してほしい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

押印の見直しについては、印章を生業とする方がいらっしゃることに留意すべきであると考えますが、一方で、市民の皆様が手続きを行う際に、押印まではする必要がないと判断されるものについては、押印を見直すという選択肢を検討していかなくてはならないと考えております。

質問 22	<p>広報はままつもデジタル化されるのか。</p>
------------------	---------------------------

【市の考え方】 その他

令和3（2021）年4月から、広報はままつ専用アプリでの配信サービスを開始しました。また、専用のウェブページも開設しています。

質問 23	高齢化により回覧板を持っていくのも大変になってきている。紙の広報紙の受取をやめることはできるのか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

市からは広報はままつ以外のお知らせも配布をしています。各世帯への配布については自治会に依頼させていただいており、各世帯によって配布物が異なると、自治会の配布業務が非常に複雑化し、負担が大きくなることが予想されます。

要望 85	デジタル社会における情報モラル教育が大切。デジタルシティズンシップ教育が注目されている。これは情報技術の利用における行動規範を指す。生徒に教えるべき内容などを示すもの。デジタル化は裏方でありアナログ市民の救済対策も必要。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望 86	<p>構想及び条例は、大事なポイントは押さえてありいいと思う。問題なのはトラブルが起きないようにすること。バックアップなどは当然のことだが、これが実現できない。大手銀行もトラブルが起きて何が原因かわからない。今更サーバーが落ちるとか考えられないが未だに起こる。</p> <p>条例をやることはいいと思う。ただやり方は工夫しなければならない。デジタル・スマートシティという名前の方に走って行って、ベースを忘れてしまわないように。もともとデジタルは日本全体として遅れている。急ぎたいのはわかるが、地道に一つずつ、着実に進めてほしい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、基本原則の一つとして第3条第5号に規定したように、自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

要望 87	<p>自治会でも ICT 化をやりたいと思っている。例えば、公民館をネットワークで結ぶ等である。協働センターにルーターが入ったが、ルーターを入れただけでデジタル化とは言わない。自治会、自治連が使いやすくしてほしい。個人で NEC とも相談しているが、大変なので、サポートできないか。</p> <p>担当課に話をして、頷いてくれるがやってくれない。手伝ってくれるつもりが無いならば、これまで通り個人でやっていく。デジタルはできることからやっていったほうがいい。そこのサポートが欲しい。デジスマ本部ではサポートできるのか。</p> <p>例えば「敬老会」がコロナでできなくなっているが、公会堂があるため 10 人ずつなら集まれる。それを Z o o m 等を使って実施したい。全く集まれないのはみんな寂しがらる。会議も同様。防災訓練についても、自転車で伝令していたものを、本部とネットワークを通じて連絡するというようなことをやりたい。そういったことは市として考えているか。担当課から回答はない。</p>
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

本市では令和 3（2021）年度から自治会等サポート事業として、自治会等地域活動団体のデジタル化を支援しています。

内容は SNS の使い方や、ICT 導入事例に関する全体研修のほか、デジタル化に興味・関心を持つ自治会を対象に実際の機器操作に関する体験研修を行っています。

令和 4（2022）年度も引き続き事業を展開し、既にホームページやアプリを導入している自治会の情報を他自治会に提供したり、団体間を仲介したりするほか、ご要望いただいた自治会には個別に対応するなどして積極的に支援してまいります。

要望 88	<p>市から届くメールで添付書類があるものはパスワードがついてくる。民間企業でもかつては採用されていたが、セキュリティが脆弱なこともあり廃止しているところも多い。静岡県も現在はやめている。浜松市においてもパスワード無しで送付できた方が、職員や市民にとっても効率的になると思う。このような、今までやってきていることについても、「本当に必要なのか」をもう一度確認していただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

今後のデジタルを活用したまちづくりの推進において、ご意見は参考にさせていただきます。

要望 89	<p>離乳食教室の申込みを LINE で行った際、うまくできずに電話で申し込もうとしたところ、「LINE で申し込んでほしい」と言われ困ったという話を聞いた。「なぜ電話をかけてきたのか」ということもくみ取って、柔軟な対応をしていただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを提供するため、市民・利用者の皆様がそれぞれの状況に応じた選択をすることができるよう、取組を推進してまいります。

質問 24	この条例や構想が天竜区にとってどのようなメリットがあるのか、どう役に立つのか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルの活用により、「市民生活の質の向上」及び「都市の最適化」を図り、「全ての市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市」を築くことを目的としています。

また、具体的な取組としては、例えば、会議のオンライン開催やドローンを活用した農薬散布など、天竜区における様々な場面での課題解決、利便性向上のための手段としてデジタルを活用することが有効だと考えております。

質問 25	慣れない言葉が多く分かりにくい。構想を説明いただきながら、どのようなことが変わってくるのか教えてほしい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

浜松市デジタル・スマートシティ構想では、2020年から2024年までを第一期と位置づけ、第一期における4つの重点分野について取組を記載しています。一つ目の分野「浜松の強みを唯一無二のものに」では、健康情報を活用した生活習慣病等の予防・改善やスマート農林業の推進等に取り組んでいきます。二つ目の分野「浜松らしいニューノーマルな社会の実現を目指して」では、書面の規制・押印・対面規制の見直し、行政手続きオンライン化、キャッシュレス決済の推進、マイナンバーカード取得の促進やサービス拡充に取り組むことを掲げています。三つ目の分野「デジタルの力で持続的・包摂的社会を構築」では、シニア向けスマートフォン講座等の拡充等を、四つ目の分野「共創の基盤を構築し、より強固なものに」では、次世代を担う人材の育成や通信基盤の整備等を取組として掲げています。

要望 90	構想取組の一つに「中山間地域等への光ファイバ網の整備支援」とある。PCを使う方にとっては高速通信の需要があるが、中山間地域には整備されていないところもあるのではと思う。そのような地域には、情報が届く環境が整備されるようにしていただきたい。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

令和2（2020）年度に北区の一部と天竜区において民間事業者が整備を行い、令和3（2021）年度に整備が完了したところです。しかし、一部の地域において整備困難地域が残っている状況です。

本市では今後、国に対して整備困難地域解消のための要望を行っていくとともに、事業者に対しても積極的な整備の促進を働きかけてまいります。

質問 26	現状でどのくらいの予算を考えているか。また、各事業の費用対効果はどうか。制定するにあたり費用や効果の面はどのように考えているか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本市が事業を実施するためには、費用がかかります。その費用を捻出するための一つとして、デジタル化を進め行政の内部事務の効率化を図ることを考えております。

例えば、今までは10人かけてやってきた業務について、効率化することで7人にして、3人を市民の方と対面で行う窓口業務などへ振り分けることも考えられます。

本条例の推進に関して、これだけの予算があるということではなく、必要な所には費用をかけるため、行政の内部で無駄を省いて生まれる経費を、市民の皆様へのサービスのための経費に活用していきたいと考えております。

要望 91	デジタル技術を持つ企業へ委託するのは、市民第一ではなく市が企業の利益に貢献しようとしていると受け取れる。
要望 92	条例が非常に概念的で、その他は市長の権限で判断となっているように受け取れた。

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

要望 93	<p>浜松市各課への申請手続きの電子申請を推奨するとともに、その各課への電子申請を、行政書士が代理して電子署名でもって手続き可能なシステムの構築をお願いしたい。</p> <p>具体的には、確定申告のように、税理士が代理して電子署名でもって申告できるようなシステムの構築である。本人申請の場合はマイナンバーカードでもって手続き、行政書士における代理申請の場合は、行政書士の電子署名でもって手続きできるシステムである。手続き内容については、すべての手続きを行政書士が代理して電子署名でもって手続きできることが理想だが、とりわけ、都市計画法における建築や開発行為に関する許可手続き（土地政策課）、農地法における許可・届出手続き（農地利用課）、食品衛生法における飲食店営業許可手続き（生活衛生課）、電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく申請手続き（産業振興課）、建設業等の入札参加資格の申請手続き（調達課）が該当する。</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

本市は令和2（2020）年10月にオンライン化推進方針を策定し、令和4（2022）年度末までをオンライン化強化期間と位置付けております。令和4（2022）年度は市民・事業者の皆様身近な手続きを約770オンライン化することを目標としています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望 94	便利な生活の見返りとして個人情報を受け渡さなければならず、その上で成り立つ社会。24時間、常に行政から監視されている生活には嫌悪感を抱く。
------------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 95	全体として通信技術の利便性にのみ注視する反面、デジタル技術になじめない市民、電磁波過敏症などデジタル環境によって健康を害する方々、電磁波の影響を受けやすい子どもたちへの配慮が著しく欠けている。さらに5Gに対応するインフラ整備を前提とするデジタル環境の危険性に全く無自覚としか言いようがないのは驚くばかりである。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様がデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものです。

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段の一つとして活用するものです。

条例案第1条の解説に記載したとおり、本市のこれまでの取組やデジタル社会形成基本法の施行を踏まえ、条例の規定に基づく継続的な取組を行ってまいります。

要望 96	こんな条例制定はやめてほしい。市民のための、誇りと責任ある市政を望みます
------------------	--------------------------------------

【市の考え方】 その他

本条例は、全ての市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定するものです

要望 97	市役所の正社員は減らされパート化、サービスが悪くなっている。何でもスマホでと、持っていないし困る。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段です。全てをデジタルに移行するのではなく、デジタルの活用によりサービス利用の選択肢を増やすことを考えております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望 98	人材が最も大切という視点が無い、理念といいながら理念になっていない。
------------------	------------------------------------

【市の考え方】 その他

条例案第6条で規定する基本方針は、解説に記載のとおり令和3（2021）年3月に策定した「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を位置づけることとしています。

構想では、「人材育成」を第一期（2020年度～2024年度）における重点取組の一つとしているところです。

質問 27	「デジタル化推進」とは、要するに行政の行う事務作業全てを「IT会社」と「AI」の管理に任せてしまうということと理解する。それにより、①人件費削減②各部門間の情報共有を超簡単にする③一人の人間を取り巻くあらゆる情報の一元化が行われ、④管理者は行政ではなく民間企業に変わり⑤コンピュータによる人間行動の監視に移行することになる。そのような本質的なシステム改変を望むのは誰なのかを一市民として知りたいので教えていただきたい。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本条例は、ご意見いただいたようなシステムへの改変について規定するものではありません。

質問 28	今回、「意見募集」「考え方公表」「実施及び施行時期」が非常に近接している。この期間設定で、今回のパブコメを閉じ、意見精査・検討期間を十分に確保できるとは思われない。こうした手法は単なるパフォーマンスに過ぎないと感じてしまうが、いかがか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

浜松市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、意見募集の期間等を設定したものであり、今回設定した期間において、市民の皆様からいただいた意見を参考に、条例案の検討を行ってまいります。

質問 29	会議資料を見たが、民間の参入が目覚ましいのが気になる。マイナンバーとリンクさせて健康や教育、くらしの情報を一元管理することは、結局は利便性という名の新たな儲けの道具となるのではいか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

マイナンバー制度は、情報を1か所に集めて管理する仕組みではなく、今までと同じように、各団体等が保有する情報を分散して管理する仕組みであり、マイナンバーとリンクさせた一元管理には当たらないものと考えております。

要望 99	「市民主体の市政運営」を強く望む。
------------------	-------------------

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

質問 30	浜松市は広報はままつでマイナンバーカードの取得の宣伝をした。マイナンバーカードには5年ごとの更新があるが その理由はコンピュータの向上や暗号解読技術の進歩により、情報が解読されてしまうためである。今、社会保障などにマイナンバーが利用されるのだろうが、政府は 今後 IC チップを搭載し公的個人認証や企業が使用できるように考えているそうで、セキュリティのリスクが大き過ぎるのではないか？カード取得は、任意だから、万が一現金損失などの被害を受けたら「自己責任で企業などへアクセスしたなら行政は補償する必要がない」ということになるか？
------------------	--

【市の考え方】 その他

マイナンバーカードにはすでに IC チップが搭載され、公的個人認証等に利用することが出来ます。IC チップの利用におけるセキュリティに関しては、IC チップ内にプライバシー性の高い個人情報記録されておらず、IC チップ内の情報の呼び出しには暗証番号が必要です。さらに、24 時間 365 日のカードの利用停止手続きが可能であるなど、国が対策を講じていると考えております。

質問 31	地震や災害が相次いでおり、先日も「計画停電」が発令され、利便性どころか「デジタルによる電気的生活」に馴れてしまうと、いざという時、人と人のつながりも薄れた状態で悲惨な事態に陥るのではないか？
------------------	---

【市の考え方】 その他

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

要望 100	<p>教員や公務員の逮捕、不正など連日のニュースに、官民連携 PF のセキュリティ不安は増大するばかりである。スタートアップ（ベンチャー）企業を浜松へ集めたい気持ちはわからないでもないが、それで「まちづくり」につながるとは到底思えないし、ウクライナ侵攻の状況と世界の今後を考えれば、スタートアップが軍事産業に結び付くのは明らかで、楽器や織機を航空機のプロペラや部品、砲弾などの軍需品の工場に切り替えた浜松の歴史を二度と繰り返してはならない、自衛隊基地もあり最も激しい空襲を受ける可能性もあるのではないか？第6条から8条は「市長の責務」が掲げられているが、これは、あの悪名高き森・加計学園で有名になった国家戦略特区の「スーパーシティ型」に指定され易くするための条文に見える。デジタルの詐欺も横行する中で、市民が良く理解できない「スーパーシティ型」を推進する市長と国の直轄協議会の人たちは 浜松市民を「実験台」としか考えていないような気がする。リモートで遠隔操作の事業ができれば、国際競争力や国際経済の拠点形成として進めたいのだろうが、今「スマートな都市には人が住んでいない」現状があると思う。浜松も大きな幹線道路沿いには人影があまりない。</p>
-------------------	--

【市の考え方】 その他

本条例の第6～8条に、いただいたご意見のような意図はございません。

要望 101	<p>「デジタル化」した社会では、24時間365日安全性への監視が必要になり、従事者の働きかたも24時間対応になり、ストレスの多いものになるため、最近ではそのような身体的「デジタルダイエット」という言葉も聞く。「健全な言論プラットフォーム」も提言されている。この条例は、スマートシティのパブコメのように突然提示され、委員会や議会などで議論をする時間も取らないままに進められるのでは非民主的な手続きだと思う。</p>
-------------------	---

【市の考え方】 その他

パブリック・コメントの実施前後において、議会へ報告しています。条例の制定には、条例案を議会に提案し審議・議決が必要となるものです。

要望 102	<p>市民の安全安心、データ使用時の情報の保護、透明性、市の責務などの具体的説明が全くなされていない。</p>
-------------------	---

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するものです。

要望 103	監視社会は、容易にファシズムにつながるため、反対する。
-------------------	-----------------------------

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりを進める上での基本的な考え方を規定するもので、監視社会を目指すものではありません。

質問 32	デジタル庁の施策が総じてうまくいっていないことから、これまでの行政組織体制ではデジタル社会の実現は望めない。ことデジタルについては、組織改革や意思決定のしくみ、財政の方針転換などの決意を示すことが不可欠だと思う。それとも、浜松市はデジタル社会の形成においてイニシアティブを取ることなく、国の施策にただ追従する方針なのか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本条例は、浜松市におけるデジタルを活用したまちづくりに関する基本的な考え方などを規定するものです。

要望 104	「デジタル化」が極めて重要と考えるのは、行政の持つ個人情報などを「活用し、連携基盤設計や実証実験をしたい」ベンチャー企業などである。
-------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の利便性向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で重要であると認識しております。

要望 105	一番乗りには条例を作っても、デジタル関連法で各地方自治体の条例は標準化で統一する方向であるから、作っても意味はなく、必要がなくなる。
-------------------	--

【市の考え方】 その他

個人の見解・意見として承ります。

要望 106	<p>まちづくりを支えるのはデジタルがひとつの手段かもしれないが、住民のためにこれを利活用できるのは、まずは主体である住民である。自治会は任意加入の団体であるので、これに属さない市民の意見など「多様な主体」によるまちづくり実現のため、令和元年には「市民協働を進めるための基本方針」が既に策定公表された。「市の定義」としては「議会を通して市民の付託を受けることで、業務に正当性を持つ、対価性のない分野への対応や人権保護について役割を担っている」(4つの主体は市、市民、市民活動団体、事業者である)共助社会づくりの方針だと思うが、今回の条例は「IT企業がまちづくりに参入し易くするための条例」だと思う。議会が市と一体と定義されたということは、当時は気付かなかったが、これは憲法が定めた第92条からの「8章地方自治」を大きく変質させ、議会の存在意義をなくす方向のように思える。実際、つくば市の電子投票の実験は数年後「市長選や市議選」で行われるという話もあるが、民主主義の基本である「議論の場」を経ずに「デジタルで議員を決める選挙が行われる」ということに非常に恐怖を感じる。世界各地で行われている「非民主的な議員の決め方」にならない様、市民は監視しないといけなくなったと思う。</p>
-------------------	--

【市の考え方】 その他

個人の見解・意見として承ります。

要望 107	<p>この条例が制定されると 官民癒着という弊害の恐れが大きくなると思う。企業秘密ということで黒塗りの「非公開」がまかり通ってしまう。</p>
-------------------	---

【市の考え方】 その他

個人の見解・意見として承ります。

質問 33	<p>本条例によって、福祉サービスがどのように変わり、福祉サービスを利用する人たちの暮らしが今以上に豊かになるのか。</p>
質問 34	<p>高齢者や障害者の方々は、デジタル化に対応しにくいと思われるが、どのようなサポート体制を考えているのか。 具体的には、機器の貸与、給付などの制度或いは、施設利用者の補助者の設置などの検討が必要だと思う。</p>
質問 35	<p>各種福祉計画が存在しているが、各計画での導入についての調整、検証は行われるのか。</p>

【市の考え方】 その他

本条例は、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本的な考え方を規定するものです。

個別の分野については、各分野において検討し、取組を推進してまいります。

要望 108	<p>デジタル化によって人と人の触れ合いが減少されることが想像できる。福祉は人だと思うので、デジタル化の前に、現行の福祉サービスの評価を行い、必要な対策を行うべきだと思う。</p> <p>一例では、浜松市のヘルパーさんの人員は、圧倒的に不足している。土、日対応のヘルパーさんが余りに少なすぎる。</p>
-------------------	---

【市の考え方】 その他

福祉分野に関するご意見として承ります。

要望 109	<p>市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されないようなスーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめてほしい。</p>
要望 110	<p>市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されないようなスーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめてほしい。</p>
要望 111	<p>市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されないようなスーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめていただきたい。</p>
要望 112	<p>この条例は市長にだけ権限があり、市民や議会の意見が反映されない。スーパーシティ特区は指定から外れた。今後応募しないでいただきたい。</p>

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

要望 113	<p>私たちの市は「スーパーシティ」の特区指定の認定を求めていたが、国は3月10日時点で認定を認めなかった。</p> <p>市としては確信を持っての申請であり納得いかないのではないかと。不認定の理由を明確にして、市民に内容を明らかにしていただきたい。</p> <p>意見として、デジタルを使う人も使わない人も幸せに安心して暮らせることを目的とする行政をめざすことが地方自治体のあり方と考える。本件施策は差別化を拡大するような不安と危惧がある。市には他に住民への福祉、教育予算などへの公平な予算運用してほしいことが山積する。</p> <p>現在では申請が認定されなかったことを謙虚に反省し、提案の白紙撤回することをのぞむ。</p>
-------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 114	<p>国の進めているデジタル政策、スーパーシティ構想やデジタル田園都市国家構想を推進するような条例をわざわざ作ることは反対である。</p> <p>今、国が進めようとしているのは、地方自治潰しである。</p> <p>市民の個人情報を、企業が利活用できるように開放するような政策である。</p> <p>本来、地方自治体の立場なら、今までの市民の個人情報を守り、地方自治を守るためにもシステムの統一化（国と地方の統一、しかも外資企業のクラウドを使う）には反対してほしい。全ての個人情報の紐づけを狙っているマイナンバーカードの推進もやめてほしい。</p> <p>デジタルを活用すれば人を減らしてもいいのだという考えでは、親切的な市民サービスの提供はできなくなる。浜松市はただでさえ職員を減らしすぎていると聞いている。</p> <p>デジタルそのものには反対しないが、人を減らしたり、個人情報が企業に利用されるような危険な政策はやめていただきたい。</p>
-------------------	---

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の利便性向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で重要であると認識しております。

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

要望 115	<p>スーパーシティ特区指定から外れほっとした。デジタルを使う人も、使わない人も幸せに暮らせるのが本来の地方自治体の姿である。個人情報やプライバシーが守られる世の中であってほしい。スーパーシティ特区に反対する。</p>
要望 116	<p>私は今はなんとかスマホやパソコンを使っているが、年齢をとるにしたがい、どうなるか不安である。また、インターネットを使うにあたり、かなりの費用が必要。</p> <p>コロナ禍、年金支給額の減額、見えにくい貧困など、インターネットを使うためのお金がない人も増えていると思う。</p> <p>食べることを止めて、インターネットにお金を使うなど、できることではない。個人情報の使われ方も不安がいっぱいである。</p> <p>このような市民の不安を放置したまま、スーパーシティに応募するのは止めてほしい。</p>

【市の考え方】その他

デジタルの活用は目的ではなく、市民の皆様の社会活動や都市運営を支援する手段であると認識しております。

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことに結びつくものと考えております。

要望 117	<p>私たちはデジタルが全てだと思っていないし、特区も希望していない。希望している人が少ないデジタル化を市民に強要しないでほしい。明確に反対する。</p> <p>市民を縛る条例にも反対である。</p> <p>デジタル化が嫌な人は浜松市から出て行かないと行かないのか？</p> <p>市民の声が全くといっていいほど反映されていないように感じる。</p> <p>パブリック・コメントで書いても反映されないのではないのか？</p> <p>意思決定や運営に幅広い市民が参加できる制度は確立されているのか？</p> <p>個人情報一度流出したら取り戻すことは出来ない。</p> <p>どんなに対策をとっても、技術は日進月歩。万全と言うことはない。一番の対策はオフライン。</p> <p>一度白紙にして考えるべきである。</p> <p>デジタル化よりも、人が顔を合わせていくことの大切さをコロナでも学んだと思う。</p> <p>気候のように人にも暖かい浜松であってほしい。</p>
-------------------	--

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市民の皆様にはデジタルを強いるのではなく、デジタルの活用を選択肢の一つとし、提供するものです。

また、デジタルの活用は目的ではなく、社会活動や都市運営を支援する手段の一つとして活用するものです。

条例案第1条の解説に記載したとおり、本市のこれまでの取組やデジタル社会形成基本法の施行を踏まえ、条例の規定に基づく継続的な取組を行ってまいります。

要望 118	<p>まずスーパーシティ特区に指定されなかったことを喜んでいる。もし指定されていたら今回のような条例も強権的に通そうとしたのではないかと、この条例案が市の本意ではないかと不安にかられる。</p>
-------------------	---

【市の考え方】 その他

「デジタルを活用したまちづくり」が必要と判断し、議会へ条例案を提案しようとするものです。

要望 119	<p>今回浜松市は「スーパーシティ特区指定」に入らなかった。にも拘わらず、同じ内容で進むのはやめてほしい。選ばれなかったことを真摯に受け止めてほしい。</p> <p>「スーパーシティ」は市の持つ市民の個人情報を種に企業が儲ける仕組みを作るものである。市民のためのものではない。</p>
-------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 120	<p>今回浜松市は、特定スーパーシティ特区「指定」に入りませんでした が、同じ内容で指定を求めて進むのはやめてほしい。選ばれなかった ことを真摯に受け止めてほしい。</p> <p>「スーパーシティ」は市の持つ市民の個人情報に基づき企業が儲ける仕 組みを作るもので市民のためのものではないと思う。</p> <p>自治体の担当の課の職員がいても基本的な計画は、民間企業が作成し 運営することになると思う。</p> <p>今後は、応募しないで頂きたい。そして、市民の声に謙虚に耳を傾け る市民主体の市政運営を希望する。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 121	<p>私たちは現在進められている「スーパーシティ」を望んでいない。 浜松市が「特区申請」をあきらめ、市民の声に謙虚に耳を傾ける「市 民主体の市政運営を強く要請する。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

質問 36	<p>新聞にて、昨年、浜松市が「スーパーシティ」に応募し、今年3月、 見送られたとあった。</p> <p>浜松市は中山間地域の医療にデジタルを使う、また、ドローンを使っ た商品配達等を提案したとあった。選ばれた2市は提案の熟度が高いと いう事だがどんなものなのか。</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティの区域指定を受けた都市の提案については、第53回国家戦略特別区域諮問会議の資料をご覧ください。

HP リンク : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

要望 122	<p>その後も、浜松市がスーパーシティの区域指定を求めて取り組みをしていて、今回条例案を出していると感じた。</p> <p>政府の説明では「スーパーシティは情報技術とビッグデータを連携し、2030年ごろ実現される未来社会を先行実現する都市」とある。</p> <p>自治体におろしてくると、自治体の担当課に職員はいるものの、実際の市民サービスは情報技術やビッグデータを活用できる企業が運営することになるだろう。</p> <p>心配なことは、個人情報が出してしまうのではないかとという事である。</p> <p>それから、条例の中で、市長だけに権限を付し、市民や議会を協力させるだけという内容の事である。</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものと考えております。

また、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、デジタルを活用したまちづくりを推進していくものと考えております。

要望 123	<p>市がスーパーシティ特区「指定」から外れて良かったと思っている。</p> <p>今後は「特区申請」をあきらめ、応募しないでいただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 124	<p>スーパーシティ、デジタル・スマートシティはやめていただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティについては、ご意見として承ります。

デジタルを活用したまちづくりは、市民の利便性向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で重要であると認識しております。

要望 125	<p>浜松市は「スーパーシティ」の特区指定の認定を求めていたが、3月10日時点で認定されなかった。</p> <p>しかし、市長は「条例」を作り、「デジタル・スマートシティ構想」をその計画のままごり押ししようとしている。「条例」の内容は露骨に「官民共創」とし、企業が市政にこれまで以上に入り込み、市長だけ権限を付し、市民も議会も「協力」をさせるだけで蚊帳の外という内容である。こんなひどい「条例」はごめんである。</p>
------------------	---

【市の考え方】その他

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら取り組んでいくものであり、市長に全ての権限があるものではございません。

要望 126	<p>市はスーパーシティ特区「指定」から外れた。今後は応募しないでほしい。「デジタル・スマートシティ構想」の「条例」も押し進めていくようだ。市民の交流をはかり、市民の声のもと行政に取り組んでほしいと思う。</p>
------------------	--

【市の考え方】その他

スーパーシティについては、ご意見として承ります。

デジタルを活用したまちづくりは、市民の利便性向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で重要であると認識しております。

要望 127	<p>市はスーパーシティ特区「指定」から外れた。今後は応募しないでほしい。応募は、市民の利益にも幸せにも貢献するものではないと思う。市民の代表である「市長」のやるべきことは何か？をきちんと考えてほしい。</p>
------------------	---

【市の考え方】その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 128	<p>「スーパーシティ法」の付帯決議7に、「住民合意を証する書面」が何を指すものか？議会による否決は可能か？合意後、住民が継続的に関与する仕組み 10に「流出した場合補償措置に関する運用」13に「収益が上がらないことを理由に企業が撤退することによる住民へのリスクへの対応」など という内容が付けられている。これらのまちづくりについてどのように考えるか。</p>
------------------	--

【市の考え方】その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 129	デジタルのセキュリティリスクには不正アクセスによる情報漏えい、サービス停止やデータ改ざんによるサービスや人命への影響、クラウドサービス事業者と利用者との曖昧な責任分界による事故の発生、サイバー攻撃など、ヒトが関わるリスクが多数存在し、倫理観の確立や情報リテラシー教育も不完全なまま「スーパーシティ型」が指定されるとたいへんなこととなります。行政も AI も、もしもの時の責任は取ってくれないと思う。
-------------------	---

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 130	浜松のスマートシティと「国家戦略特区スーパーシティ型」はこの条例さえ作っておけばスタートアップ企業をよびこんで相互運用性による「刷り替え」で「スーパーシティ型」国の直轄地となってしまう、市民の声は届かなくなってしまうと思う。
-------------------	--

【市の考え方】 その他

スーパーシティに関するご意見として承ります。

要望 131	浜松市デジタル・スマートシティ構想の表紙には、まちの上空全体を電磁波が覆いつくしており、5Gなど様々な電波が飛び交うことに恐怖を覚える。頭痛を訴える人も増えていると聞いている。ウクライナの戦時下で電磁波攻撃という武器もあると聞いている。国家戦略のための実験台の都市にはしないほしい。
-------------------	---

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

要望 132	デジタル化や ICT 技術の特質は今、遠隔、双方向性、規模の効果で低コストにできる…等メリットとともに戦争で使われたようにデメリットにもなり、ウクライナ侵攻、原発の使用済み核燃料の冷却はだいじょうぶか？など私たちは嫌というほど見せつけられている。
-------------------	---

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

要望 133	遠隔操作のスタートアップ企業や IT 企業が押し寄せた時電磁波だらけに。地元企業は雇用や自然の恵みその他色々を吸いつくされて終わるのではないか？
-------------------	--

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

要望 134	ICT 情報通信技術で一番危惧されることは教育現場での利用であり、市長が「デジタルファースト宣言」をしたのは、時代遅れである。「子ども家庭庁」だったか？児童虐待もかなり注目され、子どもを守らねばという意識は高くなっていると思う。子どもの意見を取り入れようという動きさえある。新しく就任したフェローの方が「人間中心主義」と掲げたが、人間ファーストにした結果、ヨーロッパで森が減少し、グローバル産業化で大量移動や地球規模の環境破壊をおこし「気候変動」に人類が悩まされるようになったということを考えれば、「人間中心主義」もまた時代遅れである。人と社会と自然は依存しあっていることを自覚すべき。
-------------------	---

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

要望 135	「デジタル化」が進むと個人宅配が増えたり、電気の使用量が市民の欲望の膨らみに応じて増大し、SDGs ではなくて温暖化に拍車をかけてしまう。実際データセンターの冷却など電力が逼迫する。
-------------------	---

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

要望 136	情報格差により、仕事を失う人も実際あるようである。パソコンや「デジタル化」についていけない人を排除する「最適化」のいじめが職場などで横行し始めているのではないか？誰一人取り残さないためにはまずは「人づくり」から始めなければならない。
-------------------	--

【市の考え方】 その他

条例案に対するものではなく、個人の見解・意見として承ります。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（修正案）

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もって全ての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

（基本原則）

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、全ての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持及び迅速な復旧を可能とする情報システム及び体制の構築に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、デジタルを活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。